

静 情 審 第 4 号
令和 6 年 4 月 22 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 4 年 2 月 14 日 付け教総第 340 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

静岡県教育委員会の行った顧問弁護士相談に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第 237 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年1月1日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の内容に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月4日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、別記2に掲げる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第3号及び第6号に該当するとして、令和4年1月18日付けで公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年1月24日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同月26日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 義務教育課は、令和3年8月25日、審査請求人が過去に受けたハラスメントや人権侵害、非違行為について弁護士に相談を行っている。その後、審査請求人は、弁護士の返答を文書で欲しいと要求し、弁護士相談記録が提供された。審査請求人は、当該記録の回答内容の不備を指摘したが、義務教育課が無視を続けたため、当該記録の信憑性及び内容を直接確認する目的で開示請求を行った。
- (2) 当該記録は弁護士が作成したものではないにもかかわらず、弁護士という記載があるため、弁護士法74条に抵触している。よって、判断を行った弁護士の情報を公開しない場合は、法令違反となる。

また、当該記録は、義務教育課が、審査請求人の受けたハラスメント等の内容を改ざんし、不当に得た回答であり、無視を続ける義務教育課に代わって審査請求人が照会できない場合、生活や財産（尊厳）に悪影響を及ぼす。よって、条例第7条第3号アには該当しない。

- (3) 上記の利用目的や、実施機関の不正を糾弾することで事務又は事業の適正な遂行を要求するために請求したため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」

とはいえない。よって、条例第7条第6号には該当しない。

- (4) 顧問弁護士が1名であることは、行政上の不手際であり、審査請求人の権利を制限する理由とはなりえない。また、実施機関が、顧問弁護士と案件が結びつく状況を「複数人であれば、」解消できると示しており、解決策がある以上そこは審査請求人が関知するところではない。よって、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす状況を作っているのは実施機関であり、条例第7条第6号には該当しない。
- (5) 実施機関は、弁護士業務への支障の危惧を提示しており、これは審査請求人を弁護士に対して害を及ぼすものとして扱う侮辱的な表現である。仮に実施機関に対する不信感を弁護士にぶつけるとしたら法律に則った相談になり、それは弁護士の仕事である。それを「弁護士の業務に支障」と飛躍的な想像をしているのは、審査請求人に対して説明ができていない実施機関が被害者を装うことで責任逃れをする姿であり、実施機関に対する不信感を肥大化させている。こういった不信感が、実施機関は顧問弁護士の発言と偽って審査請求人に説明しているのではないかという危惧につながっている。これを解消しようとする行為は、県政への不信を払拭するとともに、顧問弁護士の権利を守ろうとするものであるから、条例第7条第3号アには当たらない。
- (6) 弁護士相談記録には「2校5年」は人事管理に関する事務であり、校長の職務権限内であると記載されているが、そもそも校長の職務権限ではないはずである。つまり、齟齬がある内容に基づいて相談したことになるのだから、この記録に正当性はない。審査請求人は、弁護士に対して懲戒請求を行えるはずだが、実際に請求を行うためには、対象弁護士の氏名、所属事務所等を把握する必要がある。審査請求人の懲戒請求を行う権利を保障するためには、顧問弁護士の情報を提供して、権利行使ができるような余地が残されていなければおかしい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関では、教育行政執行上生ずる法律上の諸問題に係る相談ができるよう、弁護士1名と顧問契約を結んでいる。本件対象公文書は、顧問弁護士への相談を行うに当たり、相談を行う担当課が顧問弁護士への相談内容を記載するために義務教育課で用いることになっている書式であり、顧問弁護士の氏名及び所属する弁護士事務所の名称並びに担当課名（義務教育課）があらかじめ記載されている。
- (2) 実施機関において高度の法的判断を伴うような事案が発生した場合、顧問弁護士へ相談を行うことが想定されるが、報道等により当該事案の存在自体が一般に知られているような場合には、県民等から、顧問弁護士へ問合せや働きかけが行われるようになる可能性がある。実施機関の顧問弁護士が複数であれば、必ずしも特定の弁護士と案件が結びつくわけではないといえるが、実施機関の場合は、

顧問弁護士が1名であるため、顧問弁護士であることを明らかにすることにより、特定の案件について法的助言を行った、あるいは行うであろうと判断されてしまう可能性がある。その場合、特定の案件に対して意見を有する者からの問合せや働きかけを受け、その対応により適正な弁護士業務に支障を及ぼすおそれがある。

- (3) また、弁護士業務への支障を危惧することにより、実施機関が、顧問弁護士への相談を躊躇したり、顧問弁護士に自己の見解や資料を示すことに消極的になったりするなどのおそれがある。顧問弁護士においても、相談内容に対する率直な意見を回答することに消極的になるおそれがある。なお、特定の案件と特定の見解が明らかにならなければ支障を及ぼすおそれは低くなる可能性があるが、本件では審査請求人に弁護士の回答が伝えられており、審査請求人はその回答に不備があると指摘している。
- (4) したがって、顧問弁護士の情報を開示することにより、当該弁護士の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると判断した。また、県の機関が行う当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると判断し、本件処分を行った。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件審査請求について

実施機関は、顧問弁護士の氏名等を明らかにすることにより、特定の案件について法的助言を行った、あるいは行うであろうと判断され、特定の案件に対して意見を有する者からの問合せ等を受け、その対応により適正な弁護士業務に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第3号アに該当すると主張している。

また、かかる弁護士業務への支障を危惧することにより、実施機関が顧問弁護士への相談を躊躇したり、顧問弁護士に自己の見解や資料を示すことに消極的になるおそれがあるほか、顧問弁護士も、相談内容に対して率直に意見を述べることに消極的になるおそれがあるとし、県の機関が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると主張している。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求が認容されない場合、審査請求人の生活や財産（尊厳）に悪影響を及ぼし、また、本件審査請求は、実施機関が顧問弁護士の名を騙って審査請求人に対して説明したのではないかという疑念・不信を払拭し、顧問弁護士の権利を守ろうとするものであるとし、条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきであると主張する。

また、本件審査請求は、実施機関の不正を糾弾することで事務又は事業の適正な遂行を要求するものであるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」とは言えず、また、顧問弁護士が1名であることは行政上の不手際であり、事務

又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす状況を作っているのは実施機関であるため、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきであると主張している。

(2) 本件対象公文書について

実施機関によると、本件開示請求に係る法律相談を行った当時、顧問弁護士は1名のみであり、本件対象公文書は実施機関が顧問弁護士に相談を行う際に用いる書式であるから、当該顧問弁護士の氏名及び所属弁護士事務所の名称が記載されているとのことである。

実施機関は、その全部について、条例第7条第3号ア及び第6号に該当するとして非開示としていることから、以下条例第7条第3号ア該当性及び第6号該当性について検討する。

(3) 条例第7条第3号ア及び第6号該当性について

ア 条例第7条第3号アについて

条例第7条第3号アは、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

ウ 顧問弁護士への影響について

本件対象公文書を開示した場合、実施機関が顧問契約を締結している弁護士が誰であるかという情報が明らかになる。

実施機関の顧問弁護士が1名であるという事情をあわせて考えると、実際に顧問弁護士に相談したか否か、相談したとしてどのような助言を得たか、また助言を踏まえて実施機関がどのように意思決定を行ったかなどの事情にかかわらず、報道等により法的な問題を含んだ事案の存在が明らかになった場合や、実施機関との個別のやりとりの過程で法的な問題を含んだ事案の存在が明らかになった場合などにおいては、当該弁護士に対する問合せや働きかけ等が行われ、当該弁護士がそれらに対応する負担等を被るおそれがあると認められる。

これは、顧問弁護士が複数人であったとしても、特定の事案との関係においていずれかの顧問弁護士の氏名が明らかになれば、当該弁護士に対する問合せや働きかけ等が行われ、当該弁護士がそれらに対応する負担等を被るおそれがあることに変わりはない。

さらに、本件に関しては、審査請求人からの申し立てに対応するために、顧問弁護士に相談したことのみならず、当該相談に係る顧問弁護士からの回答内

容までも、審査請求人に既に明らかにされている。このように、何らかの事情で相談した事実や相談内容等が明らかになっている場合においては、前述のような弁護士が負担を被るおそれが生じる可能性は、より高まるものといえる。

そうすると、本件対象公文書を公にすることにより、顧問弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれから条例第7条第3号アに該当する可能性はあるものの、その蓋然性については個々の事案に即して検討する必要がある。

エ 実施機関の事務事業への影響について

実施機関が法的問題を含む事案について意思決定するに当たり、法の専門家たる弁護士と顧問契約を締結し、適時に相談できるようにすることは、当該事案への迅速かつ適正な対処という意味において重要なことといえる。

その点、実際に相談を行う実施機関の職員の立場からすれば、上記ウのような顧問弁護士が負担を被るおそれがあると、顧問弁護士への配慮から、顧問弁護士への相談を行うことを躊躇したり、その保有する情報・資料や見解を示して率直に顧問弁護士に相談を行うことを差し控えたりする結果となりかねず、また、顧問弁護士も、その時点での意見が将来どのように評価されるかを懸念して、率直に意見を述べたり、回答したりすることに消極的になりかねない。

その結果、法的問題を含む事案について、実施機関が顧問弁護士から適切な時期に適切な内容の助言等を得ることに支障が生じかねず、教育行政を執行する上で生ずる法律上の問題に迅速かつ適正に対処することができなくなるおそれがあるといえる。

そうすると、本件対象公文書を公にすることにより、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるため、条例第7条第6号に該当する。

(4) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、本件非開示情報は、少なくとも条例第7条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

令和3年8月25日に教育委員会義務教育課人事班の職員Aか職員Bが相談した顧問弁護士の情報がわかるもの。

別記2 実施機関において特定した公文書

弁護士相談資料

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和4年 2月 14日	諮問書を受け付けた。	
令和5年 2月 27日	審議	第367回
令和5年 4月 28日	審議	第369回
令和5年 5月 25日	審議	第370回
令和5年 8月 24日	審査請求人の口頭意見陳述、審議	第372回
令和5年 12月 18日	審議	第373回
令和6年 1月 23日	審議	第374回
令和6年 2月 28日	審議	第375回
令和6年 3月 22日	審議	第376回
令和6年 4月 19日	審議、答申	第377回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
大 原 和 彦	弁護士	第367回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	第367回、第369回～ 第370回、第372回～ 第376回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部教授	第367回、第369回～ 第370回、第372回、 第374回～第377回
久 保 田 誠 実	弁護士	第373回～第377回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部特任教授	第373回～第377回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 教授	第367回、第369回～ 第370回、第372回

武 田 惠 子	看護師、静岡県看護協会監事	第 367 回、第 369 回～ 第 370 回、第 372 回～ 第 373 回、第 375 回～ 第 377 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 367 回、第 369 回～ 第 370 回、第 372 回
森 下 文 雄	弁護士	第 373 回～第 377 回